

UCSI大学 ファンデーションコース in Japan

学籍契約書

イングリッシュイノベーションズ株式会社（以下「甲」という。）が運営する「UCSI大学 ファンデーションコース in Japan」（以下「本プログラム」という。）への入学、在籍、受講および進学支援等に関し、甲と学生本人（未成年の場合は親権者等法定代理人を含む。以下「乙」という。）は、以下のとおり学籍契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が乙に対して提供する本プログラムに関する教育サービス、学生支援、学修管理、学費等の取扱い、在籍条件、遵守事項その他必要事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

- 1 本契約は、乙が本プログラムへの出願、合格、入学手続、在籍、休学、退学、修了、除籍、懲戒その他これらに付随する一切の關係に適用される。
- 2 本契約に加え、次の各号に掲げる文書等は、本契約と一体をなし、乙はこれらを遵守するものとする。
 - (1) 募集要項
 - (2) 学則、履修規程、成績評価規程、出席規程、試験規程
 - (3) 学費・納付金規程、返金規程
 - (4) 学生ハンドブック、行動規範、IT・施設利用規程
 - (5) 個人情報保護方針、プライバシーポリシー
 - (6) 進学支援に関する別紙条件、提携大学・進学要件一覧

(7) 甲が書面、Web、ポータル、LINE、電子メール等により通知する諸規程・運用ルール

3 前項の各文書等と本契約の内容に矛盾がある場合は、個別の合意書、返金規程、学則、本契約本文の順に優先して適用するものとする。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第3条（本プログラムの内容）

- 1 本プログラムは、UCSI大学本校への進学を見据えた基礎教育、英語教育、学修支援、進路指導その他甲が別途定める教育サービスにより構成される。
- 2 本プログラムの具体的内容は募集要項、シラバス等による。
- 3 甲は合理的に必要なに応じて内容変更ができる。
- 4 重大な不利益がある場合は通知し必要な応じ対応する。
- 5 開講不可の場合は全額返金する。
- 6 甲は、教育の質の維持および運営上の必要に応じて、担当講師、授業形式、教材、評価方法等を変更することができる。

第4条（本プログラムの運営上の特性）

- 1 本プログラムは、学校教育法に基づく学校法人が運営するものではなく、甲が運営する教育サービスである。したがって、学割証明書、通学証明書その他学校法人に付随する各種証明書の発行は対応できない場合がある。
- 2 本プログラム内では、英語でのコミュニケーションを原則とする。甲は、乙の英語力向上のため、授業中のみならずキャンパス内における日常的な英語使用を推奨する。

3 本プログラムの修了は、UCSI大学本校その他の提携大学への進学を当然に保証するものではない。進学の可否は、乙の成績、英語力、出席率その他提携大学が定める要件により判断される。

第5条（契約の成立）

1 本契約は、乙が甲所定の出願手続きを行い、甲が合格通知を發し、乙が所定の期限までに入学手続および初回納付金の支払いその他甲所定の手続を完了した時点で成立する。

2 乙が未成年者である場合、本契約の成立および有効性には、親権者その他法定代理人の同意を要する。

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、合格取消し、入学不許可、または契約締結拒絶を行うことができる。

(1) 出願書類に虚偽、重大な記載漏れまたは不正があるとき

(2) 学力、語学力、在留資格、健康状態その他本プログラムの履行に重大な支障があると合理的に判断されるとき

(3) 学費等の支払能力または支払意思に重大な懸念があるとき

(4) 反社会的勢力との関与が認められるとき

(5) 過去の取引内容等に問題がある場合、キャンパスの秩序維持のためにふさわしくないと甲が合理的に判断するとき

(6) その他甲が学生として不適當と合理的に判断する相当の事由があるとき

第6条（学籍の成立・学生資格）

1 乙は、本契約成立後、甲が指定する入学日から、本プログラムの学籍を取得する。

- 2 学籍は、修了、退学、除籍、懲戒退学その他甲所定の事由により終了する。
- 3 甲は、乙の学籍、履修、出席、成績、進級、修了、懲戒、納付状況その他本プログラムの運営に必要な情報を管理することができる。

第7条（本人確認・届出義務）

- 1 乙は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、緊急連絡先、国籍、在留資格、旅券情報その他甲が指定する事項について、真実かつ最新の情報を届け出なければならない。
- 2 前項の届出事項に変更が生じた場合、乙は速やかに甲所定の方法で届け出るものとする。
- 3 乙が前二項に違反したことにより不利益を被った場合であっても、甲に故意または重過失がある場合を除き、甲は責任を負わない。

第8条（学費等）

- 1 乙は、別紙学費表または募集要項に定める入学金、授業料、施設利用料、教材費、実習費、事務手数料、外部試験費、再試験費、延長在籍料その他本プログラムに必要な費用（以下「学費等」という。）を、甲所定の期限までに支払うものとする。
- 2 各学期の学費は全額一括での前納制とする。乙は、入学申込書受領後に甲が送付する請求書に記載の銀行口座へ、所定の期日までに振り込むものとする。
- 3 銀行振込手数料その他支払に要する費用は、乙の負担とする。
- 4 甲は、法令改正、提携先条件の変更、社会情勢の急変、租税公課、物価上昇その他やむを得ない事情がある場合、将来に向かって学費等を改定することができる。この場合、甲は合理的な期間をもって事前に通知する。

5 一旦納付された学費等は、別途定める返金規程（第13条）または法令に基づく場合を除き、返還しない。

第9条（入学金の性質）

- 1 入学金は、授業そのものの受講料ではなく、乙の入学意思の表明を受けて甲が入学枠を確保し、学籍登録その他入学準備手続を開始することに対する対価として取り扱う。
- 2 入学金は、別途定める返金規程または法令に基づく場合を除き、返還しないものとする。
- 3 ただし、甲が事前説明の不足その他個別事情を踏まえ、例外的に返金対応を行うことを妨げない。

第10条（外部機関登録料・出願取扱料）

- 1 本プログラムへの入学に伴い、UCSI大学本校その他の外部機関への学生登録が必要となる場合、当該登録料は甲を通じてすみやかに外部機関へ送金されるため、中途解約の返金対象とはならない。
- 2 UCSI大学本校その他の提携大学への出願取扱料は、実際に甲が乙の出願手続に際して発生する費用であるため、出願前の本プログラム解約の場合には全額返金するが、出願後の中途解約の場合には返金対象とはならない。

第11条（支払遅滞）

- 1 乙が学費等の支払を遅滞した場合、甲は相当の期間を定めて催告することができる。

- 2 乙が前項の期間内に支払を行わない場合、甲は、授業参加停止、試験受験停止、成績開示停止、証明書発行停止、履修登録停止、進学支援停止その他必要な措置を講じることができる。
- 3 前項の場合で、なお是正されないときは、甲は乙を除籍その他所定の処分に付することができる。
- 4 乙は、支払期限の翌日から完済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。なお、法令上制限がある場合はその範囲内とする。

第12条（クーリング・オフ）

- 1 本プログラムは、特定商取引に関する法律に定める「特定継続的役務提供」に該当し得るものである。乙は、甲が交付する法定書面（本契約書面をいう。以下同じ。）を受領した日から起算して8日以内であれば、書面又は電磁的記録により、無条件で本契約の申込みの撤回又は契約の解除（以下「クーリング・オフ」という。）をすることができる。
- 2 前項の「法定書面を受領した日」とは、乙が本契約書面の交付を受けた日をいう。なお、乙があらかじめ電磁的方法による交付を承諾した場合において、甲が授業料の入金確認後に電子メールにて本契約書面を送付したときは、当該電子メールの送信日を起算日とする。
- 3 クーリング・オフがなされた場合、甲は乙に対し、既に受領した授業料および施設利用料の全額を、乙の申出から14日以内に返還するものとする。この場合、入学金、教材費および事務手数料の取扱いは、第13条第2項の定めによるものとし、甲は違約金又は損害賠償を請求しない。
- 4 クーリング・オフの効力は、書面を發した時又は電磁的記録を發した時に生じるものとする。

5 上記のクーリング・オフの行使を妨げるため、甲が不実の事実を告げたことにより乙が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合、甲からクーリング・オフを解消するための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフをすることができる。

6 クーリング・オフの権利は、本条に基づくものであり、第13条に定める中途解約および返金規定とは別個の制度である。クーリング・オフ期間経過後の解約については、第13条が適用される。

第13条（中途解約および返金規定）

1 乙が本契約を中途解約する場合、第12条に定めるクーリング・オフ期間経過後は、本条に基づき取り扱うものとする。

2 以下の費用（以下「返金不可費用」という。）は、第12条に定めるクーリング・オフの場合を含め、法令に反しない範囲で返金しないものとする。なお、クーリング・オフ時の返金対象は第12条第3項に定める範囲に限る。

【返金不可費用】

- (1) 入学金（第9条に定める入学枠確保・学籍登録の対価）
- (2) 教材費（教材準備済みの場合）
- (3) 事務手数料その他甲が別途定める手数料

3 授業料および施設利用料（以下「返金対象費用」と総称する。）の返金については、各ターム（学期）の授業開始日を基準として、以下の返金スケジュールに従うものとする。

解約申出の時期	返金対象費用の返金率
各ターム授業開始後7日以内	100% (全額返金)
各ターム授業開始後8日以降	0% (返金なし)

- 4 前項に定める「各ターム授業開始日」とは、甲が指定する各学期（ターム）の授業初日をいう。本プログラムが複数タームで構成される場合、各タームの授業料および施設利用料の返金は、当該タームの授業開始日を基準として個別に判定する。
- 5 返金を行う場合、甲は乙の解約申出日から30日以内に、乙が指定する銀行口座へ振込みにより返金するものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
- 6 乙が本契約を解約する場合、甲所定の「解約届」を甲に提出するものとする。解約の効力は、甲が解約届を受領した日に生じる。
- 7 退学日までに発生した学費等、遅延損害金その他債務は、退学後も消滅しない。
- 8 懲戒退学、除籍、無断欠席による退学の場合は、前各項の規定にかかわらず、既に納入済みの学費等は返還しない。
- 9 甲の責めに帰すべき事由により本プログラムの提供が不能となった場合は、前各項の規定にかかわらず、甲は未提供分の返金対象費用の全額を返金するものとする。
- 10 本条の規定は、特定商取引に関する法律の規定に反しない範囲で適用される。同法の規定に反する特約で乙に不利なものは無効とする。
- 11 本プログラムは大学型教育サービスであり、授業開始後は教育提供体制が履行されているため、原則として当該学期の授業料は返金対象とならない。ただし第3項に定める場合を除く。

第14条（クレジット契約の抗弁権の接続）

乙が本契約に関して信販会社のクレジットを利用している場合、甲と乙との間で生じている事由をもって当該信販会社に支払停止を主張（対抗）することができる。

第15条（授業運営・出席）

- 1 乙は、授業、試験、面談、ガイダンス、学内行事その他甲が指定する教育活動に誠実に参加しなければならない。
- 2 乙は、出席率、課題提出、試験受験、学習行動その他修了・進級・進学支援に必要な基準を満たすものとし、その具体的基準は学則、シラバスその他甲所定の基準による。
- 3 病気、事故、忌引その他やむを得ない事情で欠席する場合、乙は事前または事後速やかに甲へ連絡し、甲が求める証憑を提出しなければならない。無断での欠席や遅刻は認めない。
- 4 無断欠席、長期欠席、著しい学習不振または修学意思の欠如が認められる場合、甲は面談、警告、履修制限、保護者連絡、進級保留、休学勧告、退学勧告その他必要な措置を講じることができる。
- 5 進級・修了には出席率・成績等の基準を満たす必要がある。
- 6 出席率80%未満の場合、試験受験不可等の措置がある。

第16条（休講・振替授業）

- 1 天災等の不可抗力により、甲が所定の授業を提供できなかった場合は、乙に対し振替授業を実施するものとする。

- 2 自然災害警報（暴風警報、暴風雪警報、特別警報等）が発令された場合、甲は安全確保のため臨時休講とすることができる。
- 3 感染症の流行により自治体等の要請があった場合、甲は臨時休講とし、オンライン授業への切替え等の代替措置を講じるものとする。
- 4 授業担当者の急な体調不良等やむを得ない事情により授業を臨時休講とする場合がある。この場合、後日振替授業を実施するものとする。

第17条（成績評価・修了）

- 1 乙の成績評価は、試験、課題、平常点、出席状況、プレゼンテーションその他甲が定める方法により行う。
- 2 修了、進級、再履修、留年、補講、再試験の可否および要件は、学則その他甲所定の基準による。
- 3 乙は、成績評価や修了判定が甲の学術的・教育的判断を含むことを確認し、当該判断は、法令または甲の定める手続に反しない限り尊重されるものとする。
- 4 成績評価に対する異議がある場合は、成績通知後14日以内に甲所定の方法により申し出ることができる。

第18条（進学支援・進学条件）

- 1 甲は、乙に対し、別途定める範囲で、UCSI大学本校その他の提携大学または進学先候補に関する情報提供、出願支援、進路指導、書類作成支援、個別カウンセリングその他の進学支援を行う。
- 2 乙は、進学支援の結果が、提携大学等への合格、入学許可、奨学金取得、単位認定、ビザ取得または希望進学先への入学を保証するものではないことを確認する。

3 甲が「進学保証」「推薦」「進学ルート」等の名称を用いる場合であっても、その具体的要件、対象校、対象学部、必要成績、英語力基準、出席率、素行要件、提出期限その他の条件は、別紙または個別通知に明示された内容によるものとする。

4 乙が前項の条件を満たさない場合、甲は当該支援・推薦・保証の適用を停止または不適用とすることができる。

5 UCSI大学本校、その他の提携大学の決定により出願条件が予告なく変更される場合があり、その変更に関して甲は乙に対し何らの責任も負わない。

第19条（教材・知的財産）

1 甲または第三者が提供する教材、動画、シラバス、課題、試験、ロゴ、商標、写真、システム、ノウハウその他本プログラムに関連する著作物・標章・情報に関する知的財産権は、甲または正当な権利者に帰属する。

2 乙は、甲の事前の書面承諾なく、前項の全部または一部について、複製、転載、録音、録画、送信、頒布、SNS掲載、第三者提供、商用利用その他の利用をしてはならない。

3 乙が授業内で提出したレポート、作品、プレゼン資料その他成果物の著作権は乙に帰属する。ただし、甲は教育目的及び広報目的（個人を特定しない形での使用を含む）に限り、当該著作物を無償で使用することができるものとする。

第20条（禁止事項）

乙は、次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 出願書類、成績、資格、身分その他に関する虚偽申告
- (2) 不正受験、カンニング、盗用、生成AIの不適切利用その他学術的不正行為

- (3) 暴力、威迫、ハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメントを含む）、差別、誹謗中傷、つきまとい、迷惑行為
- (4) 教職員または他の学生の教育環境、学修環境、安全または人格権を害する行為
- (5) 学内設備、システム、アカウント、ID、パスワード等の不正利用
- (6) 授業の無断録音、無断録画、無断撮影
- (7) キャンパス内で撮影した写真・動画のSNSその他外部媒体への無断投稿（掲示物や他の学生の個人情報が映り込む場合を含む）
- (8) 甲の施設内での飲酒、喫煙（所定の喫煙所を除く）及び違法薬物の使用
- (9) 教室内における携帯電話・メール等の使用（甲が許可する場合を除く）
- (10) 学習にふさわしくない服装・身だしなみでの通学（甲が不相当と判断した場合、通学をお断りすることがある）
- (11) 法令、公序良俗または甲の諸規程に違反する行為
- (12) 反社会的勢力への利益供与または関与
- (13) 甲の名誉又は信用を毀損する行為
- (14) その他甲が学生として不適切と合理的に判断する行為

第21条（講師との関係に関する制限）

- 1 乙は、甲所属の講師との間で一切の個人情報のやりとり（個人の連絡先、SNSアカウントの交換等を含む。）をしてはならない。これに違反し、乙が甲所属の講師との間で個人情報のやりとりをしたことに基づき乙に何らかの損害が生じても、甲は一切の責任を負わない。
- 2 乙は、甲の関与なしに、甲所属の講師からプライベートレッスン等を受けることはできない。これに違反し、乙が甲の関与しないレッスン等を甲所属の講師から受けた場

合、甲は役務の提供を解約し代金の返金は行わない。なお、甲がそれ以外に被った損害が存在すれば、乙はその損害を賠償する義務がある。

第22条（懲戒）

- 1 乙が本契約、学則、行動規範その他甲の定めに違反した場合、甲は、その程度・態様・結果・再発可能性その他一切の事情を考慮し、口頭注意、書面警告、課題指導、施設利用制限、停学、進学支援停止、退学、除籍その他必要な措置または懲戒処分を行うことができる。
- 2 甲は、必要に応じて、事実調査、事情聴取、証拠提出要請、保護者面談その他合理的な調査を行うことができる。
- 3 緊急に安全確保が必要な場合、甲は、調査中であっても、仮の出席停止、施設立入禁止、特定者との接触禁止その他暫定措置を講じることができる。
- 4 乙が他の受講生や講師、スタッフの迷惑となるような行為をし、あるいは社会的モラルに反するような行為をし、甲の業務を著しく妨げた場合、甲は何らの通知なくして乙との本契約を即時に解約できるものとする。
- 5 乙は、甲が別途定める不服申立手続がある場合、その手続に従い異議を申し立てることができる。

第23条（休学・復学）

- 1 乙は、病気、経済事情、家庭事情その他やむを得ない事由がある場合、甲所定の手続により休学を申請することができる。
- 2 休学の可否、期間、在籍料、復学条件は、学則その他甲所定の基準による。
- 3 休学期間中は、原則として授業参加、単位修得、進学支援その他学生向けサービスの全部または一部を受けることができない。

4 休学期間満了後、乙が復学の手続きを行わない場合、甲は乙を退学として取り扱うことができる。

第24条（退学）

- 1 乙が自己都合により退学を希望する場合、甲所定の退学願その他必要書類を提出し、甲の承認を得なければならない。
- 2 退学日は、甲が退学手続の完了を確認した日または甲が別途認めた日とする。
- 3 退学に伴う返金の有無および範囲は、第13条の返金規定による。

第25条（除籍）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、乙を除籍することができる。

- (1) 学費等の長期滞納があるとき
- (2) 長期間にわたり修学実態がないとき
- (3) 在留資格、身分資格その他在籍継続の前提を欠くに至ったとき
- (4) 心身の状況等により、合理的配慮を尽くしてもなお安全または教育運営上重大な支障があるとき
- (5) その他学則または本契約に基づき除籍相当と認められるとき

第26条（個人情報の取扱い）

1 甲は、乙の個人情報を、入学審査、学籍管理、授業運営、成績管理、出欠管理、進路指導、進学支援、保護者連絡、緊急対応、証明書発行、システム運用、学費請求、法令対応、教材・資料発送、サービスの案内、広報活動（第27条に定める範囲内）その他本プログラムの運営に必要な範囲で利用する。

2 甲は、前項の目的達成に必要な範囲で、UCSI大学本校、提携大学、委託先、試験実施団体、行政機関その他関係先に対し、乙の個人情報を提供または共同利用することができる。ただし、法令上または契約上必要な措置を講じるものとする。

3 甲は、乙の承諾なく個人情報を第三者に開示することはない（データ処理等の外部委託の場合を除く。）。

4 乙が未成年者である場合または甲が教育上・安全上必要と合理的に判断する場合、甲は、出欠、成績、生活状況、規律違反、緊急事態その他必要な事項を親権者等へ連絡することができる。

5 甲は、法令および個人情報保護方針に従い、必要最小限度の範囲で情報を取り扱うものとする。

6 乙は、甲に対し、自己の個人情報の開示、訂正、削除又は利用停止を請求することができる。

第27条（肖像権・コンテンツ利用に関する包括的同意）

1 乙は、甲が以下に定める目的のために、甲の教育活動に関連して撮影・録画・録音された乙の肖像、氏名、音声、発言内容、インタビュー映像、学習成果物及びこれらを含むコンテンツ（以下「本コンテンツ」という。）制作に協力し、PRの目的で使用することに同意する。

(1) 甲のウェブサイト、ランディングページ、ブログ及びオウンドメディアへの掲載

(2) 甲のSNSアカウント（Instagram、X（旧Twitter）、Facebook、YouTube、TikTok、LINE等を含むがこれらに限らない）への投稿

(3) 甲のパンフレット、チラシ、ポスター、デジタルサイネージその他の印刷物・掲示物への掲載

- (4) Google広告、Meta広告（Facebook広告・Instagram広告）、TikTok広告、YouTube広告、LINE広告その他のオンライン広告への使用
 - (5) テレビ、ラジオ、新聞、雑誌その他のマスメディアへの提供
 - (6) 甲の事業説明、投資家向け資料、提携先への説明資料への使用
 - (7) 甲が主催又は参加する説明会、イベント、展示会等における使用
 - (8) その他、甲の広報、マーケティング、ブランディング及び学生募集活動に合理的に関連する一切の目的
- 2 乙または保護者は書面によりSNS棟でのコンテンツ利用に関して停止を求めることができる。

第28条（ソーシャルメディア利用に関する注意事項）

- 1 乙は、ソーシャルメディア（SNS）の利用にあたり、以下の事項を遵守するものとする。
- (1) 一度発信した情報は完全に削除できないことを認識し、投稿内容の影響を十分に考慮すること
 - (2) キャンパス内で撮影した写真をSNS等に掲載しないこと（掲示物や他の学生の個人情報が映り込む可能性があるため）
 - (3) 他の学生、講師、スタッフに対する誹謗中傷や個人情報の漏えいとなる書込みを行わないこと
 - (4) キャンパス内での出来事を無断でSNSに投稿しないこと
- 2 前項に違反した場合、甲は第22条に基づく懲戒処分を行うことができる。

第29条（施設利用・設備管理）

- 1 乙は、甲の施設・設備を善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

- 2 キャンパス内の設備や備品（ガラス、壁面、棚等を含む。）を破損した場合、理由によっては乙は破損部分の弁償をするものとする。
- 3 甲が乙にセキュリティカード（入退室カード等）を貸与する場合、乙は以下の事項を遵守するものとする。
 - (1) 他人に貸与したり、部外者をキャンパス内に立ち入らせたりしないこと
 - (2) 複製しないこと
 - (3) 退学・修了時には速やかに返却すること
 - (4) 紛失・破損した場合は速やかに届け出ること。再発行の際および返却できない場合は実費を負担すること
- 4 甲の施設の利用可能時間は、甲が別途定めるところによる。
- 5 教室内での飲食は、甲のルールに従うものとする。

第30条（反社会的勢力の排除）

- 1 乙は、自らおよび法定代理人等関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し保証する。
- 2 乙が前項に違反した場合、甲は何らの催告なく本契約を解除できる。
- 3 前項による解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲は一切の損害賠償義務を負わない。

第31条（安全管理・緊急時対応）

- 1 地震、火災、風水害、感染症、テロ、社会不安、交通障害、行政指導その他緊急事態が発生した場合、甲は、休講、オンライン授業への切替、校舎閉鎖、避難指示、日程変更その他必要な措置を講じることができる。

- 2 乙は、緊急時には甲および教職員の指示に従うものとする。
- 3 甲は、前二項に基づく措置により乙に生じた不利益について、甲に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わない。
- 4 乙は、必要以上の現金、その他の貴重品につきましてはなるべく持参を控えていただき、やむを得ず持参した場合は常に身に付けて管理するものとする。紛失などについては甲は責任を負わない。

第32条 (免責)

- 1 甲は、天災地変、感染症拡大、戦争、暴動、法令改正、行政処分、提携先事情、通信障害、システム障害、不可抗力その他甲の合理的支配を超える事由により、本プログラムの全部または一部の提供が遅延・中断・変更・終了した場合、甲に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わない。
- 2 甲は、乙の学業成績、資格取得、就職、進学、ビザ取得その他の成果及び結果等を一切保証するものではない。
- 3 甲は、乙の私物の盗難、紛失、破損、事故、傷病、第三者間トラブルその他について、甲に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わない。
- 4 甲の損害賠償責任が認められる場合であっても、その賠償額は、当該損害の直接かつ通常の損害に限られ、かつ乙が直前に甲へ支払った学費等の総額を上限とする。ただし、甲に故意または重過失がある場合はこの限りでない。

第33条 (契約解除)

- 1 甲は、乙が本契約に違反し、相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、なお是正しない場合、本契約を解除することができる。
- 2 乙に次の各号の事由がある場合、甲は何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 重大な虚偽申告、不正行為または背信行為があったとき
 - (2) 反社会的勢力に該当または関与するとき
 - (3) 学内の安全または秩序に重大な危険を及ぼしたとき
 - (4) その他前各号に準ずる重大な事由があるとき
- 3 前二項による解除は、甲の損害賠償請求を妨げない。また、甲は乙との以後の取引を断ることができる。

第34条（契約内容の変更）

- 1 甲は、法令の改正その他合理的な理由がある場合、本契約の内容を変更することができる。
- 2 前項の場合、甲は変更の内容及び効力発生日を、効力発生日の30日前までに乙に書面又は電磁的方法により通知するものとする。
- 3 乙が変更内容に同意しない場合、乙は第13条に基づき本契約を解約することができる。

第35条（通知）

- 1 甲から乙への通知は、書面、電子メール、ポータルサイト、学内掲示、LINEその他甲が適当と認める方法により行う。
- 2 前項の通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

第36条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、法令に基づく開示義務がある場合はこの限りでない。本条の義務は、本契約終了後もなお存続するものとする。

第37条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意なくして、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第38条（協議事項）

- 1 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。
- 2 本契約に定めのない事項については、民法および特定商取引法その他の法令によるものとする。

第39条（準拠法・合意管轄）

- 1 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
- 2 本契約に関して甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

第40条（海外進学に関するリスク）

- 1 乙は海外進学にビザ、為替、情勢等のリスクがあることを理解する。
- 2 これにより支障が生じても甲は責任を負わない（故意重過失除く）。

本契約の成立を証するため、本書面または電磁的方法により承諾する。

契約締結日

年 月 日

【甲（学校・運営者）】

事業者名

イングリッシュイノベーションズ株式会社

所在地

代表者名

【乙（学生本人）】

氏名

住所

生年月日

年 月 日

電話番号

メールアドレス

署名

**【法定代理人】（未成年の
場合必須）**

氏名

続柄

住所

電話番号

署名

同意日

年 月 日

【重要事項説明】

本契約は「特定商取引に関する法律」に定める特定継続的役務提供に該当する可能性があります。以下の事項を十分にご確認ください。

1. クーリング・オフについて

法定書面（本契約書面）を受領した日から8日以内であれば、書面又は電磁的記録により、無条件で本契約の申込みの撤回又は契約の解除が可能です。甲が授業料入金確認後に電子メールで本契約書面を送付する場合は、当該メール送信日が起算日となります。この場合、甲は既に受領した授業料金と施設利用料金の全額を14日以内に返還し、違約金・損害賠償は一切請求しません。（第12条）

2. 中途解約・返金について

クーリング・オフ期間経過後も、第13条に基づく中途解約が可能です。返金の取扱いは以下のとおりです。

■ 返金不可費用：入学金、教材費、事務手数料は返金不可です。

■ 返金対象費用（授業料・施設利用料）：各ターム授業開始後7日以内は全額返金、それ以降は返金不可です。振込手数料は申請者負担となります。（第13条）

3. 肖像・コンテンツ利用について

本契約の締結をもって、甲が教育活動に関連して撮影した写真・動画・インタビュー映像等を、SNS・広告・パンフレット等の広報活動に協力し、PRの目的で使用することに包括的に同意いただきます。詳細は第27条をご確認ください。

4. 進学支援について

本プログラムの修了は、UCSI大学本校その他の提携大学への進学を保証するものではありません。進学の具体的要件は別紙にて定めます。また、提携大学の決定により出願条件が予告なく変更される場合があります。（第18条）

5. 本プログラムの運営上の特性について

本プログラムは学校教育法に基づく学校法人が運営するものではなく、English Innovations株式会社が運営する教育サービスです。学割証明書、通学証明書その他学校法人に付随する各種証明書の発行はできません。（第4条）

6. クレジット契約の抗弁権について

受講契約に関して信販会社のクレジットを利用されている場合、甲と乙との間で生じている事由をもって当該信販会社に支払停止を主張（対抗）することができます。（第14条）

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。

お問合せ先：UCSI大学 ファンデーションコース in Japan 事務局（English Innovations株式会社）

メール：admission@ucsi-university.jp